

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会  
災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会（以下「地区」という。）が、被災会員の速やかな給水能力の回復のため、地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部から応援の要請があった場合においても地区の長の都市（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をすることとする。

(代表都市の設置)

第3条 地区管内の各会員を釧路・根室支庁管内、十勝支庁管内、網走支庁管内の3ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。

2 前項の代表都市を釧路・根室支庁管内は釧路市、十勝支庁管内は帯広市、網走支庁管内は北見市とする。

(相互応援のための平常準備)

第4条 会員は、毎年5月末日までに応急給水容器及び応急復旧用資材を調査し、その調査結果を集計し区長に通知しなければならない。

2 区長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

(応援要請の手順)

第5条 応援要請の手順は、次の各号とする。

- (1) 各会員は、その属するブロックの代表都市へ応援を要請する。
- (2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、区長都市へ応援を要請する。
- (3) 区長都市は、地区管内の他のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会北海道地方支部へ応援を要請する。

(応援要請内容)

第6条 応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路

- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

第7条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第8条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。

3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第9条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするために、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第11条 会員は、地区管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各号に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関する必要な事項については、日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針を準用するものとし、その他の事項は区長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱（昭和55年第51回支部総会決定）は、廃止する。

附 則

この協定は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成21年8月1日から施行する。

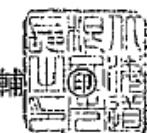
この協定の成立を証するため本書40通を作成し、区長及び会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月31日

日本水道協会北海道地方支部  
道東地区協議会区長  
釧路市長 蝦 名 大 也



根室市長 長谷川 俊 輔



釧路町長 佐 藤 廣



白糠町長 棚 野 孝



厚岸町長 若 狹



弟子屈町長 德永哲



浜中町長 長谷川 徳



標茶町長 池田 裕



中標津町長 小林



羅臼町長 脇



別海町長 水沼



標津町長 金澤



鶴居村長 日野浦 正志



十勝支庁管内代表都市  
帯広市長 砂川 敏



十勝中部広域水道企業団  
企業長 砂川敏



音更町長 寺山憲



清水町長 高薄



士幌町長 小林康



新得町長 浜田正



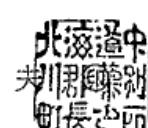
芽室町長 宮西義憲



広尾町長 村瀬



幕別町長 岡田和



池田町長 勝井勝



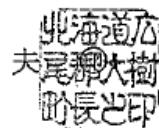
本別町長 高橋正



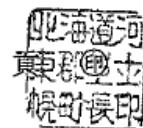
足寄町長 安久津勝



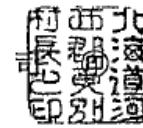
大樹町長 伏見悦



上士幌町長 竹中



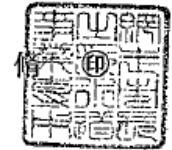
更別村長 岡出誠



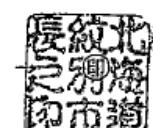
網走支庁管内代表都市  
北見市長 小谷每



網走市長 大場



紋別市長 宮川良



美幌町長 土谷耕治



津別町長 佐 藤 多



斜里町長 村 田 均



遠軽町長 北 川 健 司



訓子府町長 菊 池 一



小清水町長 林 直 樹



興部町長 磨 一



湧別町長 奥 谷 公 敏



滝上町長 長 屋 栄

